

第 4 部 原子力災害対策計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的及び方針

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11(1999)年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者が廃止措置計画等に沿って、廃炉作業を進めている原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。

第 2 計画の構成

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 2 計画の構成」を準用する。

第 3 計画の修正

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 4 計画の修正」を準用する。

第 4 計画の周知徹底

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 5 計画の周知徹底」を準用する。

第 5 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくの程度を五感で感じることができないため、一般災害などと異なり、市民等が自らの判断で状況を把握して行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定める。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部総則第2節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱「第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び関係機関等

(1) 須賀川市

- ・ 原子力災害対策重点区域にある市町村からの避難者受け入れ
- ・ 避難所の立ち上げ及び運営

(2) 須賀川地方広域消防本部

- ・ 県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施

(3) 消防団

- ・ 避難の誘導

2 県関係機関

(1) 福島県(県中地方振興局・県中保健福祉事務所)

- ・ 原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練
- ・ 緊急時通信連絡網の整備
- ・ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備
- ・ 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握
- ・ 事故状況の把握及び連絡
- ・ 緊急時モニタリング関係
- ・ 緊急時モニタリング体制の整備・維持
- ・ 市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援
- ・ 原子力災害医療活動
- ・ 飲食物の摂取制限等
- ・ 輸送車両の確保及び必需物資の調達
- ・ 汚染物質の除去等
- ・ 各種制限措置等の解除決定の調整
- ・ 市の原子力防災対策に対する指導及び助言
- ・ 防災関係機関との連絡調整

(2) 県警察（県警察本部・須賀川警察署）

- ・情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等への伝達
- ・避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけ
- ・交通の規制及び緊急輸送の支援
- ・犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

(1) 東北農政局（福島県拠点）

- ・農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導
- ・農業関係被害状況の収集及び報告
- ・応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(2) 関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）

- ・国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- ・国有林野内の放射性物質の汚染対策

(3) 東北地方整備局（郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所）

- ・国道の通行確保
- ・道路情報表示による災害情報の提供

(4) 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地）

- ・災害応急救護
- ・原子力災害医療活動に対する協力

5 指定公共機関

(1) 日本赤十字社（福島県支部須賀川市地区）

- ・災害被ばく医療調整チーム等への派遣
- ・義援金の募集

(2) 日本放送協会（福島放送局）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 住民に対する原子力防災に関する知識の普及

(3) 東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）

- ・ 救援物資及び避難者の輸送の協力

(4) 東日本電信電話(株)（福島支店）

- ・ 通信の確保
- ・ 災害時優先電話関係
- ・ 仮設回線の設置

(5) 日本通運（株）（郡山支店県南ロジスティクス事業所）

- ・ 緊急輸送に対する協力

(6) 東北電力ネットワーク(株)（須賀川電力センター）

- ・ 電気供給施設の整備及び防災管理
- ・ 災害時における電力供給の確保

6 指定地方公共機関等

(1) バス機関（福島交通(株)須賀川営業所）

- ・ 緊急輸送に対する協力

(2) 放送機関（福島テレビ(株)・(株)福島中央テレビ・(株)福島放送・(株)テレビユー福島・(株)ラジオ福島・(株)エフエム福島）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 原子力防災に関する知識の普及

(3) 新聞社（(株)福島民報社・福島民友新聞(株)）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 原子力防災に関する知識の普及

(4) 運輸業者

- ・ 緊急輸送に対する協力

(5) 医療関係機関（(一社)須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）

- ・ 原子力災害医療活動に対する協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 夢みなみ農業協同組合

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・農作物災害応急対策の指導
- ・農産物の出荷制限等
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(2) ふくしま中央森林組合（岩瀬事務所）

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(3) 須賀川商工会議所・大東商工会・長沼商工会・岩瀬商工会

- ・市及び県が実施する被害状況調査及び応急対策の協力
- ・災害時における物資安定の確保についての協力
- ・救助用物資、復旧資材の確保について協力

(4) ウルトラFM（(株)こぷろ須賀川）

- ・災害状況及び災害対策に関する放送

(5) 地方新聞社（(有)マメタイムス社・(有)阿武隈時報社）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 金融機関

- ・災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における収容者の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の収容及び保護
- ・災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設等の管理者

- ・避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護及び誘導

(9) （福）須賀川市社会福祉協議会

- ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

(10) 自主防災組織及び自治組織等

- ・ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・ 地域における住民の避難誘導、被災者の救護
- ・ その他災害時における応急対策の協力

8 電力会社（東京電力ホールディングス（株））

- ・ 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等
- ・ 原子力施設の防災管理
- ・ 従業員等に対する教育、訓練
- ・ 関係機関に対する情報の提供
- ・ 放射線防護活動及び施設内の防災対策
- ・ 緊急時モニタリング活動に対する協力
- ・ 原子力災害医療活動
- ・ 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課
----	---------------------------

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

(市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課)

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 東北地方非常通信協議会との連携

市は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動無線機・移動無線車、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 情報の分析整理（市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課）

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

第3 受信情報に基づく意志決定（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、県及び関係自治体あるいは原子力事業者から情報を受信した場合に、迅速に市としての判断が行えるよう、あらかじめ防護対策等に関する意志決定の判断基準等を整理する。

第4 通信手段・経路の多様化（市民安全課・行政管理課・情報政策課）

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県又は原子力施設等からの状況報告や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網に伴う諸設備等を整備し、その操作方法について習熟に努める。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳や停電等への対策に十分留意しておく。

第2節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・社会福祉課・健康づくり課・環境課・全課 【関係機関】消防本部
----	---

第1 警戒配備をとるために必要な体制等（市民安全課・行政管理課・人事課）

市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、又はあらかじめ定めた警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるための職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制（市民安全課・人事課）

市は、内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意志決定については、判断の遅滞がないよう、情報の入手及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制（市民安全課）

市は、平常時から各防災機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、それぞれの役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第4 消防の相互応援体制（市民安全課・消防本部）

市は、消防の応援について県内の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結、消防相互応援体制の整備に努める。

第5 原子力災害医療体制（健康づくり課）

市は、原子力災害に係る医療体制の構築等、必要な整備に努める。

第 6 広域的な応援協力体制（市民安全課・行政管理課・人事課）

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容についてあらかじめ調整を行う。

第 7 自衛隊派遣要請体制（市民安全課）

市は、県に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整える。

第 8 専門家の派遣要請体制（市民安全課）

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第 9 救護所運営・避難退域時検査実施体制（社会福祉課・健康づくり課）

市は、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

第 10 緊急時モニタリング体制（環境課）

市は、平常時の放射線状況の把握と、緊急時の迅速な情報の収集を目的として、緊急時モニタリングを実施する体制を整備する。

また、優先的に測定対象とする地域や施設等を考慮し、設備・機器等の整備、組織体制の整備と要員の教育等、必要な準備を行う。

第3節 屋内退避等に係る体制の整備

市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・学校教育課・こども課
----	--

第1 判断基準（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長からの指示によるほか、原子力事業者が、防護対策の必要性を判断するための基準（EAL：Emergency Action Level、緊急時活動レベル）についても考慮する。

第2 対象者の把握（市民課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、屋内退避等の防護対策を行った場合において、対象者など、実施状況を的確に確認するための体制を整備する。特に、対象者の人数、連絡方法のほか、避難行動要支援者等の対策の実施に特別な配慮が必要な対象者について、重点的に把握に努めるものとする。

第3 避難所等の整備（市民安全課・社会福祉課）

1 避難所等の整備

市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」によるものとし、避難退避時検査はこれらの避難所で実施する。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

【資料 8-2】指定一般避難所

2 避難誘導資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課）

1 避難計画の作成

市は、風向き等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、避難実施に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、市民の避難誘導のための計画の作成に努める。

2 避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など生活必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮に努めるものとする。なお、必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努め、男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努めるものとする。

第5 要配慮者への対応体制（市民安全課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・学校教育課・こども課）

市は、屋内退避及び避難の実施にあたり、要配慮者に配慮しつつ、関係機関との協力により体制の整備等を行う。

1 要配慮者に対する情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報を迅速かつ滞りなく伝達する体制を整備する。

2 要配慮者に対する支援体制の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

これらの検討を踏まえ、第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画第20節要配慮者支援体制の強化「第2 在宅者に対する対策」の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画についても策定するよう努める。

なお、個別避難計画については、原子力災害と一般災害、それぞれの作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項等を記載するなどして共有化に考慮するものとする。

3 学校等施設の体制の整備

学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

4 病院等医療機関の体制の整備

病院等医療機関の管理者は、患者の安全を確保するため、通院患者を安全に帰宅させるための方法、入院患者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。また、入院患者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について避難計画の作成に努める。

5 社会福祉施設の体制の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者の安全を確保するため、通所者を安全に帰宅させるための方法、入所者等の屋内退避方法について検討しておくものとする。また、入所者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。

第6 市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備

（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、屋内退避又は避難情報の発令を行った場合において、市民等の屋内退避又は避難等の状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備する。

第7 屋内退避・避難等の周知体制の整備（市民安全課・行政管理課）

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

また、市は、警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について整理する。

第 4 節 緊急輸送活動体制の整備

第 2 部一般災害対策計画第 1 章災害予防計画「第 12 節緊急輸送体制の整備」を準用する。

担当	【本庁】市民安全課・道路河川課
----	-----------------

第5節 防護資機材等の整備

市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課・観光交流課・健康づくり課・商工課・環境課・全課
----	-----------------------------------

第1 医療活動用資機材の整備（健康づくり課）

市は、放射線測定資機材、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材等の整備に努める。

第2 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備 （市民安全課・全課）

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

第3 物資の調達・供給体制の整備（市民安全課・観光交流課・商工課）

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

第4 安定ヨウ素剤の備蓄（市民安全課・健康づくり課）

市は、安定ヨウ素剤の配備に努めるとともに、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、備蓄量・場所、搬送手段等の整備に努める。

第5 除染用資機材の整備（環境課）

市は、除染用資機材の整備に努める。

第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・ 全課 【関係機関】自主防災組織
----	--

第1 情報項目の整理（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第2 情報伝達手段の整備等（市民安全課・行政管理課）

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、広報車両、緊急速報メールの導入などの整備を図る。

第3 市民相談窓口の準備（市民安全課・全課）

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめ、その方法、体制等について定めておく。

第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備（市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・自主防災組織）

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

県は、原子力災害の状況により、関係自治体の行政区域全域におよぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。

そのため、市としては、避難者の受け入れができる体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・市民課・全課
----	----------------------------

第1 避難対象者の把握（市民安全課・市民課）

市は、県及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模等について、あらかじめ把握しておく。

なお、市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画において、いわき市及び南相馬市の避難先に指定されている。

第2 市の対応資源の確認（市民安全課・社会福祉課）

関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。

【資料 8-2】指定一般避難所

第3 受入計画の作成（市民安全課・社会福祉課）

市は、関係自治体からの避難者の受け入れを行う際に実施する活動について、県及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた受入計画を作成する。

第4 支援計画の作成（市民安全課・人事課）

市は、市内避難所等へ受け入れを行った後に市が実施する活動について、県及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた支援計画を作成する。

第8節 原子力防災に関する普及啓発活動

市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・環境課・学校教育課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・環境課・学校教育課
----	--

第1 市民に対する普及啓発

（市民安全課・行政管理課・健康づくり課・環境課）

市では、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ・避難所に関すること
- ・緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

第2 教育機関における普及啓発（学校教育課）

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第3 要配慮者への配慮（市民安全課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、パンフレット、チラシの配布等により、原子力防災に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

市は、警戒事象の発生又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・人事課班・健康づくり課班・環境課班・全班 【関係機関】消防団
----	---

第1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・行政管理課班・人事課班）

各配備体制の配備基準及び動員計画は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	県又は原子力事業者より警戒事象発生の報告を受けたとき、又は施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生。	総務部長	- 総務部長、経済環境部長 - 市民安全課長、環境課長 - 市民安全課職員数名、環境課職員数名

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非常配備	内閣総理大臣が全面緊急事態を発出したとき。	本部長（市長）	災害対策本部を設置 - 市長 - 副市長、教育長 - 全部長、全課（廃）長、各施設長 - 消防長 - 消防団長 - 警察署長 - 予想される災害に関係する部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞
第2 非常配備	- 市内の被害が甚大と予想されるとき。 - 本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	全職員

第2 活動の要点（市民安全課班・環境課班・全班）

各配備体制における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	動員配備職員	活動の要点
警戒配備	総務部長	・状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	配備につく課長	・必要に応じ総務部長席に参集して相互に情報を交換する。 ・市民安全課長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行う。 ・状況に応じて各課職員の増減を行う。
	配備につく各職員	・自己の所属する課の所定の場所に待機する。

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
第1非常配備	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課（廃）長への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。

	警察署長	・本部員として警察署員へ指示を伝達する。
	各課（廊）長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
第2 非常 配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。

第3 県等への報告（市民安全課班）

市が収集した被害状況等（緊急時モニタリング調査結果、応急対策の状況、屋内退避指示や避難情報の発令状況など）については、速やかに県に報告する。

第4 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団）

1 動員命令

動員命令は、市長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対し行い、消防団長が各分団に対し下記事項により命令する。

- ・動員を要する分団名
- ・動員の規模
- ・作業内容及び作業場所
- ・装具等
- ・集合時間及び集合場所
- ・その他必要と認める事項

2 動員

消防団員の動員方法は、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。なお、災害が発生し、又は発生のおそれがあると知った団員は進んで分団と連絡をとり、自らの判断により指定の場所へ出動する。

3 配備

消防団の配備は次のとおりである。

配備区分	配備内容
第1非常配備	団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。
第2非常配備	消防団員をもって充てる。

4 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、災害に対応する警戒、防ぎよ等、統制ある消防活動を行うため、須賀川地方広域消防本部と連携を保つものとする。

第5 広域的な応援協力等（市民安全課班・人事課班）

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との応援協定締結における協力の内容等に基づいて、応援の要請を行う。

第6 自衛隊の派遣要請（市民安全課班）

市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

第7 専門家の派遣要請（環境課班）

市は、必要な場合、知事に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

（市民安全課班・健康づくり課班・環境課班）

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく対策管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

災害対策本部長は、必要に応じ緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

第2節 災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合、災害対策本部を設置し、組織及び機能のすべてをあげて応急対策にあたる。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・人事課班・全班
----	---------------------------

第1 災害対策本部の設置及び解散

（市民安全課班・行政管理課班・人事課班）

市長は、内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、国及び県の情報及び独自に収集した情報を基に、本市に原子力災害の影響がないと判断した場合は本部を解散する。

第2 意思決定者不在時の措置（市民安全課班・行政管理課班）

市長が公務、被災等により不在、連絡が取れない場合は、屋内退避の指示や避難情報の発令、自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断について、副市長が決定し、それも困難な場合は総務部長を第2順位、企画政策部長を第3順位とする。

第3 災害対策本部の設置場所（市民安全課班・行政管理課班）

災害対策本部は、本庁市政経営会議室に設置するものとし、被害等により使用不能な場合は、状況を判断し、本部長（市長）が公共施設等を指定し設置する。

第4 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）

市長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。

第5 本部会議の開催（市民安全課班・行政管理課班・全班）

本部長（市長）は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した本部会議を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。なお、本部会議においては、必要な場合、各班員（市職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

- ・ 緊急時モニタリングの実施およびモニタリング結果の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 除染作業の実施に関すること。
- ・ 避難所の開設に関すること。
- ・ 救出・救援に関すること。
- ・ 応急医療対策に関すること。
- ・ 応急給水に関すること。
- ・ 食料の配給、調達に関すること。
- ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- ・ 放射線の影響による屋内退避、避難情報の発令に関すること。
- ・ 対策に要する経費の措置方法に関すること。
- ・ 義援金品の募集及び配分に関すること。
- ・ その他必要な事項
- ・ 本部の配備体制の切替及び解散に関すること。

第6 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8 複合災害発生時の体制」を準用する。

第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班・環境課班・全班
----	----------------------------------

第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡（市民安全課班・行政管理課班）

県は、原子力事業者より原災法第10条に規定する通報を受けた場合、市に連絡することとし、市は県から連絡を受けた事項について、関係部局に連絡することとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

（市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班）

市は、県を通じて原子力規制委員会（原子力防災専門官）から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

また、指定地方公共機関及び関係機関との間においても、県を通じて原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（環境課班）

市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4 一般回線が使用できない場合の対処（行政管理課班・情報政策課班）

地震などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4節 緊急時モニタリングの実施

市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・環境課班・全班
----	-------------------------

第1 緊急時モニタリング体制（市民安全課班・人事課班・環境課班・全班）

市は、警戒配備又は災害対策本部体制をとった場合、緊急時モニタリング班を設置し、モニタリングを開始する。

1 緊急時モニタリング班の組織及び業務

(1) 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。

(2) 緊急時モニタリング班の業務

緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。

- ・ 気象情報の収集
- ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定
- ・ 緊急時モニタリングに関する情報の収集整理
- ・ 空間放射線量率の測定
- ・ 環境試料の採取及び分析
- ・ 緊急時対応要員の被ばく管理

2 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、災害対策本部長に報告する。

また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を必要に応じ、県に報告するとともに、市民へ情報提供を行う。

第5節 屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・観光交流課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・ 商工課班・環境課班・学校教育課班・こども課班 【関係機関】自主防災組織
----	--

第1 屋内退避の実施（市民安全課班・環境課班）

1 屋内退避の指示

市は、屋内退避の実施が決定された場合、対象となる地域を明確にし、対象者への指示を行うとともに、屋内退避の実施について市民及び市内の滞在者に対して関係する情報等を提供する。屋内退避は、対象者の判断によって自発的に実施するため、対象者が適切な行動をとるために以下の情報を併せて提供することに留意する。

- ・対象となる地域
- ・判断の根拠となった基準及び事故の状況
- ・将来の見通し
- ・実施上の留意点
- ・その他必要な情報

また、自宅等の屋内に退避することが困難な状況や地域がある場合については、対象地域内において安全性を確認した施設を確保したうえで、屋内退避先として市民に周知する。

2 状況の確認

市は、屋内退避の指示を行った地域における市民の状況を把握するため、屋内退避の実施状況を確認するための手段を確保する。そのために対象地域において要員等が巡回を行う場合には、要員の被ばくに対して十分留意する。

また、屋内退避等の防護対策の対象とならない地域においても、市民や交通網等の混乱の発生など、社会的な状況の把握を行う。

第2 避難の実施（社会福祉課班・健康づくり課班）

1 避難所

市は、必要に応じて、避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難所の運営

市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

3 避難所の環境

市は、避難所を開設した場合、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

4 情報提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

5 広域避難

市町村の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施への協力について協議のうえ、市に対し避難所等となる施設を示す。

6 避難の指示

市は、各種情報に基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難情報の発令を行う。

7 状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

第3 要配慮者への配慮（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・学校教育課班・こども課班）

1 要配慮者

市は、避難対象地域が設定された場合においては、関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し避難場所での健康状態の把握等に努める。

2 学校等施設

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を安全に帰宅させる、又は保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。

3 医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

4 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。

第4 飲食物、生活必需品等の供給

(市民安全課班・観光交流課班・商工課班)

1 生活必需品の供給・分配

被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

2 被災者への供給

市は、必要に応じて、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県等によって調達され引き渡された物資を被災者に対して供給する。

3 関係機関への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には関係機関に物資の調達を要請する。

第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課班）

1 安定ヨウ素剤の準備及び配布

市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の服用が必要になった場合に備え、市が備蓄する安定ヨウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の準備を行う。

2 安定ヨウ素剤の服用の指示

市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の服用の判断を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。

第 6 屋内退避等の解除（市民安全課班・環境課班）

市は、国又は県の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を実施する。

第6節 社会的混乱の防止

市は、原子力災害が発生した場合、迅速な避難、緊急輸送路の確保及び市内の混乱を防止するため、必要な措置を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班 【関係機関】須賀川警察署
----	----------------------------

第1 交通規制等の実施（市民安全課班・須賀川警察署）

市は、県警察等と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市が管理する道路の交通規制等の措置を実施する。

第2 自主避難・買い占め等への対策（市民安全課班・須賀川警察署）

1 自主避難等

市は、原子力災害が発生した際、一時滞在者の帰宅等、市外への早期移動を必要とする者の支援を行う。

また、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を実施する。

このため、市民及び一時滞在者の状況を常に把握するとともに、市民及び一時滞在者等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

2 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を実施する。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施

市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班
----	------------------------------------

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等

（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班）

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除の手続きをする。

第2 放射性物質の影響の把握

（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班）

市は、飲食物の摂取制限、食料品の出荷制限等の措置を的確に実施するために必要な放射性物質による影響の把握に努めるものとする。そのため、原子力災害が発生した場合に必要と認められるときには、緊急時モニタリング活動と併せて、あらかじめ定める体制及び方法に基づいて以下の測定を実施する。

- ・水道水中の放射性物質測定
- ・食品中の放射性物質測定
- ・学校給食に関する放射性物質測定

また、これらの測定結果は、必要に応じて、県等に報告するとともに、汚染が検出されない場合であっても、適切な行動を促すために市民等へ迅速に周知を行う。

第8節 緊急輸送対策

市は、原子力災害が発生した場合、緊急輸送路等の確保、車両等の円滑な調達を行い、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊
----	---

第1 緊急輸送活動（市民安全課班・道路河川課班）

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは次の順位を原則として、関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送
第2順位	・避難者の輸送 ・災害状況の把握・進展予測のための専門家。資機材の輸送
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	・市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送のための交通確保（市民安全課班・須賀川警察署・陸上自衛隊）

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行うこととし、市は必要な協力を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班・陸上自衛隊）

被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となる場合、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。

第9節 原子力災害医療活動

市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。

また、必要に応じて、避難退域時検査実施時などに住民説明等を行う。

担当	【本庁】健康づくり課班
----	-------------

第10節 情報伝達活動

市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ的確に、市民への情報提供を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・社会福祉課班・環境課班・全班
----	---

第1 迅速・的確な情報提供（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

また、市は、市民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

第2 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容

（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・環境課班）

市は、市民ニーズを十分把握し、次に掲げる内容を、災害対応の時期や場所に応じて適切に提供する。

- ・原子力災害の状況
- ・緊急時モニタリング結果
- ・安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・市が講じている施策に関する情報
- ・交通規制
- ・その他市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報

第3 安否情報の提供等

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画第11節避難「第6 安否情報の提供等」を準用する。

第4 多様な情報伝達手段の確保

（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報車、広報誌等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達

(市民安全課班・社会福祉課班・秘書広報課班)

市は、情報伝達に当たって、被災外国人、聴覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら次のことを行う。

- ・通訳者の派遣
- ・多言語、点字、音声、文字情報（インターネット、FAX等）による情報提供体制の構築
- ・ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備

第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援

関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・観光交流課班・社会福祉課班・健康づくり課班・商工課班・道路河川課班・建築住宅課班・会計課班 【関係機関】（福）須賀川市社会福祉協議会
----	---

第1 関係自治体の支援ニーズの把握（市民安全課班）

市は、避難者の受け入れ及び避難所の設置について県からの要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の対象人数・世帯数、避難行動要支援者の有無等について確認する。

第2 受け入れ先施設の確保（市民安全課班）

市は、原子力災害の状況、関係自治体の避難者の規模・属性、当該関係自治体との位置関係、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。

このとき必要に応じて、あらかじめ指定された以外の施設についても、安全性を確認の上、避難所開設に関して管理者の同意を得る。

第3 避難方法・経路等の調整、緊急輸送

（市民安全課班・社会福祉課班・道路河川課班）

市は、受け入れ先避難所の所在や収容力等について調整した結果を県に報告したのち、必要に応じて、避難方法・経路の調整等を行う。

第4 避難所の開設・運営（社会福祉課班）

市は、受け入れ先避難所を速やかに開設し、受け入れ状況等に関して県へ随時報告する。

第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課班）

市は、関係自治体から避難者を受け入れた場合、安定ヨウ素剤の調達など必要な協力をする。

県及び医療機関等は、避難所において必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を指示する。

第6 飲食物、生活必需品等の供給（観光交流課班・商工課班）

市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給する。

第7 家畜・ペット（市民安全課班・農政課班）

市は、県、関係自治体と連携し、家畜・ペットに係る対応について、必要な協力を行う。

第8 関係自治体行政機能の代替拠点の確保（市民安全課班・行政管理課班）

市は、避難者の受け入れを行った関係自治体に対し、行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供するよう努める。

第9 自発的支援の受け入れ（観光交流課班・社会福祉課班・商工課班・会計課班・（福）須賀川市社会福祉協議会）

大規模な災害が発生した場合、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市はこれを適切に対応する。

1 NPO・ボランティア等の受け入れ

市は、関係機関と相互協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、NPO・ボランティア等の受付・調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

2 義援物資、義援金の受け入れ

市は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を広く公表する。

第10 二次避難先の確保（市民安全課班・建築住宅課班）

市は、避難生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、関係自治体の避難者の生活基盤確保に努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 放射性物質への対応

市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・農政課・環境課
----	-------------------------

第1 環境汚染への対処（環境課）

市は、関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

また、放射性物質による環境汚染への対処にあたり、学校、公園等、子どもの生活環境について優先的に配慮して行うものとする。

第2 各種制限措置の解除（市民安全課・農政課・環境課）

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、市内産農林産物の採取・出荷制限及び食料品の出荷規制等各種制限措置の解除の手続きを行う。

また、解除実施状況を確認する。

第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（行政管理課・環境課）

市は、原子力緊急事態解除宣言後、必要に応じて、県、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努めるとともに、市が実施する環境放射線モニタリング結果を市民等へ速やかに情報提供する。

第2節 心身の健康管理・医療

市は、原子力災害発生後、市民の不安軽減のため適切な情報を提供するとともに、心身の健康の保持・増進に努める。

担当	【本庁】市民安全課・健康づくり課・全課
----	---------------------

第1 相談窓口の設置（市民安全課・全課）

市は、市民の心身の健康の保持・増進に努めるため、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

第2 健康影響調査の実施（健康づくり課）

市は、原子力災害時において避難及び屋内退避を講じた地区の市民を含めた市民等に対し、関係機関と協力し、健康調査を実施する。

第3節 風評被害等対策

市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・観光交流課・農政課・環境課
----	-------------------------

第1 市内産農林産物等の売り上げ減少への対応（農政課）

市は、市内産農林産物及び加工食品等の放射能汚染への不安による、消費者の買い控え及び市場での取引拒否、価格低下などによる売り上げ減少を防ぐため、県と連携し、市内産農林産物及び加工食品等の安全性について、放射性物質検査を実施し、その結果を、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等の多様なメディアを活用して情報発信する。

第2 販売促進・観光誘致活動（観光交流課・農政課）

市は、市内産農林産物、加工食品等の販売促進イベントを、市内外及び県外で、積極的に実施する。

第3 放射線被ばくについての人権侵害の防止（市民安全課・環境課）

市は、放射線被ばくに関するうわさや偏見等による被災地域の市民の人権侵害を防ぐため、放射線に関する正しい知識の普及及び人権意識の啓発を行う。

第4節 関係自治体の避難者に対する中長期的支援

市は、関係自治体から受け入れた避難者に対し、中長期的な支援を行う。

担当	【本庁】市民安全課・商工課・学校教育課
----	---------------------

第1 地域コミュニティの維持（市民安全課）

市は、関係自治体から受け入れた避難者の地域コミュニティの維持に資するよう、必要な支援を行う。

第2 就労・就学支援（商工課・学校教育課）

市は、関係自治体から受け入れた避難者の就労に資するよう、求人情報等関連情報の提供を行うとともに、避難者の就学機会の確保及び情報提供を行う。